

号 外
2011年
1月19日(水)

発行所・大阪府立高等学校
教職員組合(府高教)
〒543-0021 大阪市天王寺区
東高津町7-11
大阪府教育会館707号
TEL (06) 6768-2106
FAX (06) 6768-1675
http://www.fukokyo.org/
e-mail osakafko@jn3.so-net.ne.jp
1部30円(組合員は組合費に含
む)/編集発行人・榎野 暁子

「日の丸・君が代」問題
討 議 資 料

府高教ニュース

「日の丸・君が代」押しつけに反対し教育の自主性を守ろう

生徒が主人公の卒業式・入学式をつくらう 内心の自由の侵害を許すな

二〇一一年一月 大阪府立高等学校教職員組合

多くの国民が反対の声をあげる中、〇六年末に教育基本法改悪、それに伴い〇七年に学校教育法など教育三法改悪が強行されました。さらに改訂学習指導要領も「愛国心教育」の押しつけなどを含む教育目標が定められ、学校現場への「日の丸・君が代」押しつけの動きをいっそう強めようとしています。

しかし、「日の丸・君が代」問題は、憲法が保障する内心の自由に関する問題です。したがって、これまでの私たちがとってきた立場はなんら変わることはありません。「日の丸・君が代」の押しつけに反対し、教育の自主性と思想・良心の自由を守り、「生徒が主人公」の卒業式・入学式を実現しましょう。この討議資料を活用し、職場で学習し議論することを呼びかけます。

1. 「日の丸・君が代」押しつけは、「戦争する国づくり」のステップ

政府は九九年「日の丸・君が代」の歴史の意味を無視し、国旗・国歌法を成立させました。〇五年に自民党は、憲法九条改正・自衛軍保持を明記した「新憲法草案」を党大会で決定しました。その後に登場した安倍首相は、改憲をめざし、「愛国心」教育をすすめるため教育基本法を改悪し、改憲へ向けた国民投票法を強行成立させました。文科省は、大綱的であるべき学習指導要領について、「日の丸・君が代」の押しつけを行うように、改訂のたびに書き換えてきました。教育基本法・学校教育法改悪に基づく今回の改訂では、「道徳教育」や「わが国の伝統・文化」の強調など、「愛国心」の押しつけをいっそうすすめるようになっています。

これらの動きは、まがりかたなく「戦争する国づくり」と「戦争する国」を支える「人づくり」につながるものです。「日の丸・君が代」の押しつけはその具体化のひとつです。

府教委は、このような圧力に屈する形で、「指示事項」を書き換え、校長会で特別に指示し、「職務命令」と「懲戒処分」を盾に脅し、また、〇九年度の卒業式においては実際に職務命令違反として懲戒処分を行うなど、卒業式・入学式での「日の丸・君が代」押しつけを強めてきました。

府議会の場でも、卒業式などでの「日の丸・君が代」実施の状況が取り上げられ、繰り返し攻撃されてきました。また、〇九年の九月府議会では「国旗掲揚に関する決議」が多数決で可決されました。これは、教育内容へのあらゆる介入であり、教育の主体性を踏みにじるものです。

2. 「日の丸・君が代」押しつけは違憲 〇六年九月の東京地裁判決

東京地裁は、〇六年九月二日東京の教職員らが東京都教委及び東京都を相手取り、入学式・卒業式などでの「日の丸・君が代」強制の違憲性を訴えた事案について、原告の訴えを全面的に認める画期的な判決を出しました。

さらに「日の丸・君が代」が「第二次大戦終了までの間、皇国思想や軍国主義思想の精神的支柱として用いられてきたこと」を「否定しがたい歴史的事実」とした上で、都教委が出した「通達」や一連の指導は「憲法第十九条の思想・良心の自由に対し、公共の福祉の観点から許容された制約の範囲を超えている」としています。

この判決は、教育行政が教育の場で憲法を乱暴に蹂躪している事態を断罪し、憲法を守り生かすよう命じているのです。それは、政府や府教委に対しても同様です。

3. 「日の丸・君が代」押しつけ反対は、憲法等の原則にそったもの

日本国憲法は、精神的自由の中で最も根本的な思想・良心の自由を次のように規定しています。

日本国憲法第十九条 思想及び良心の自由
思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

また、政府が批准している「子どもの権利条約」では、次のように規定されています。

- 「子どもの権利条約」
- 第十四条 思想・良心・宗教の自由
- 1 締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する。
 - 2 締約国は、児童が1の権利を行使するに当たり、父母及び場合により法定保護者が児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利及び義務を尊重する。

学校教育においても、これらは守らねばなりません。「日の丸」に対して起立したくない生徒、「君が代」を斉唱したくない生徒などの自由を侵してはなりません。そのためには、それを侵すことが予測される事態をあらかじめ取り除くことが求められます。

さらに、起立や斉唱を求めることは「内心を明らかにしたくない」自由をも侵害します。また卒業式・入学式に「日の丸・君が代」をむりやり持ち込むことが、式の主人公である生徒のためになるか、「最善の利益」なのか、吟味されねばなりません。

- 「子どもの権利条約」
- 第三条 子どもの最善の利益
- 1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

これらの点から見ると、「日の丸・君が代」を持ち込まないことが最善です。たとえ校長が強行する場合でも、校長の責任で内心の自由を保障する手だてや事前の説明措置を講じさせることが不可欠です。内心の自由を自分を守るための心の準備ができること、権利確保の